

ネットやテレビのニュースで見聞きしたかもしれませんが、いよいよマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。**今後、全ての組合員（教職員）・被扶養者は、今号でお知らせする内容のとおり扱いになりますので、必ずお読みください。**

まだ詳細が決まっていないところもありますので、追加情報が入り次第お知らせします。

健康保険証が終了し、マイナンバーカードへ移行

(1) 概要

- ①令和6年12月2日をもって、現在の保険証における新規発行終了
- ②経過措置として、現在の組合員証（保険証）は**最長1年間***使用可
- ③マイナ保険証非保有者が引き続き医療を受けられるよう、最長5年の期限が定まった「**資格確認書**」^{※2}の交付制度を予定

^{※1} 資格がそれより前に失効するときは、その日まで使用可

^{※2} 近日中に配付される「**資格情報のお知らせ**」は、「**資格確認書**」ではないため**要注意**

(2) 注意事項

- ①保険証新規発行終了後の制度の詳しい内容は、共済組合本部が現在検討中のため具体的な事務手続きの変更等も含め改めてお知らせ
- ②健康保険証の新規発行終了期日が迫っているため、マイナ保険証利用のためのマイナンバーカードの発行もご検討ください。

「資格情報のお知らせ」をお送りします

(1) 送付対象者

令和6年6月20日時点で共済組合にてマイナンバー登録完了かつ令和6年9月3日時点で資格があった組合員・被扶養者

(2) 送付の目的

①概要

共済組合が把握している情報を組合員・被扶養者にお知らせすることにより情報の正確性を担保し、すべての方に安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用していただけるようにすること。

②マイナ保険証の補助書類事前送付

・マイナ保険証に対応していない医療機関等では、受診時にマイナ保険証に加え、「**資格情報のお知らせ**」またはスマートフォンでのマイナポータル(インターネットサイト・アプリ)資格情報画面の提示が必要になることがある。

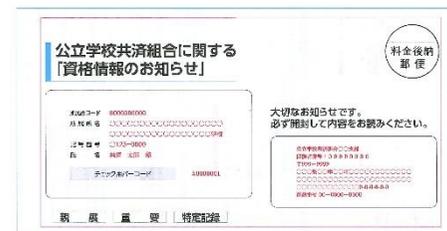
受診に必要な場合があるため、確認後も捨てずに保管すること！

・既存の組合員証には「組合員番号」「資格取得年月日」等の記載があり、そこで組合員番号等本人の情報を確認できたが、令和6年12月2日以降は、マイナ保険証には組合員等本人の情報は印字されていないため、事前にお知らせをすることで制度改正後の確認資料とするものである。この情報はマイナポータルでも確認可能。

・「資格情報のお知らせ」には、個人番号の下4桁が記載されている。**個人番号に誤りがないか、自分のものと被扶養者のものを必ず確認を！**

(3) 届いたら…

- ①**個人番号下4桁が正しいか確認**(自分のものと被扶養者のもの)
- ②**個人番号に誤りがある場合は、速やかにご自身で共済組合へ連絡**すること。
(個人情報に関する内容のため、事務は代行できません)
- ③**紛失しないよう破棄せず保管**
(**紛失や毀損等して再交付が必要になった場合は、ご自身で共済組合へ連絡を**)



このような封筒を配付します。左にある書類が入っています。受け取ったら**必ず確認&絶対に捨てないで**ください。

※今回届かなかった方も、順次発送を行っている状況のため、しばらくお待ちください(任用形態の変更等、タイミングにより一斉発送に間に合わないケースが多くある)